

仕様書

1 件名

千葉市立学校職員定期健康診断等業務委託（単価契約）

2 業務委託の概要

千葉市（以下「発注者」という。）が委託業者（以下「受注者」という。）に対し、学校保健安全法第15条、労働安全衛生法第66条及び高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による「学校職員の健康診断」及び「（労働者の）健康診断」の実施について委託するもの。

3 履行場所

受注者が設置又は管理運営する健康診断施設内（千葉市内に限る。）

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 健康診断の種類及び受診予定者数

（1）定期健康診断

千葉市立の小・中・高等・中等教育・特別支援学校職員の定期健康診断の実施
定期健康診断 2,000人程度

（2）臨時の任用職員及び任期付職員健康診断

ア 雇入時健康診断 200人程度
イ 定期健康診断 300人程度

6 実施方法等

（1）定期健康診断

ア 検査項目

別表1「検査項目」に掲げるとおり

イ 実施時期

令和8年7月から11月において発注者が指定する日（合計20日程度）に、指定する人数分の検査を行うこととする。人数は、1日当たり150人程度を目安とする。加えて、予備日として11月以降に数日設けることとする。

ウ 受診票の作成及び納入

- (ア) 受注者は、健康診断の実施日程と受診可能人数を年度当初に発注者に報告する。
- (イ) 発注者は、所属ごとに受診予定者リストを作成し、これを原則として受診予定月の前々月末日までに受注者へ受け渡す。
- (ウ) 受注者は、上記によって得られた情報をもとに受診票を作成する。

(エ) 受注者は、受診票等を案内文書とともに、所属ごとに封筒に入れる。

(オ) 受診票等は、原則として受診予定月の前月までに発注者に納入する。

エ 健康診断の実施

受診予定者が日程変更を希望する場合の受付及び日程調整は、発注者が行うものとする。

オ 健康診断結果に基づく判定

受注者は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行う。

カ 健康診断結果に係る報告

(ア) 本件委託業務に係る成果物として、別表2「成果物一覧表」に掲げるものを、同表に示す期間内に発注者に提出する。

(イ) 要精密検査又は要医療該当者であって、緊急の対応を要すると考えられるものについては、速やかに発注者へ連絡する。

キ 健康診断結果、胸部エックス線検査記録及び心電図検査記録の保存・管理

(ア) 受注者は、健康診断結果・胸部エックス線検査記録及び心電図検査記録等を診療情報として関係法令に従って保存する。

(イ) 受注者は、履行期間経過後であっても、発注者の要請を受けたときは、これを貸し出せるようにしなければならない。

ク 特定健康診査に係る健康診断の記録の共済組合への提供

(ア) 受注者は、別途発注者及び公立学校共済組合千葉支部との間で「特定健康診査に係る健康診断の記録の提供等に関する覚書」を取り交わし、特定健康診査に係る健康診断の記録について提供を行う。

(イ) 受注者は、別紙3⑤のとおり、千葉県市町村職員共済組合に提供する特定健康診査用結果一覧CD-Rを作成し納品する。

(2) 臨時の任用職員及び任期付職員健康診断

ア 検査項目 別表1「検査項目」に掲げるとおり

イ 実施時期

(ア) 令和8年4月1日採用者は、令和8年6月末日までに実施する。

(イ) 令和8年4月2日以降に採用となる者については、採用日から2か月以内に随時実施する。

(ウ) 受注者は、実施日として、上記(ア)は2日以上、上記(イ)は一月当たり2日以上を用意しなければならない。

(エ) 受注者は、上記(イ)を実施するに当たり、一月上限15人を受け入れる体制を整えなければならない。

ウ 受診票の作成及び納入

- (ア) 受注者は、健康診断の実施日程と受診可能人数を、原則として受診予定月の3か月前までに発注者に報告する。
- (イ) 発注者は、上記計画に基づき、月単位で受診予定者リストを作成し、これを原則として受診予定月の前々月末までに受注者へ受け渡す。
- (ウ) 受注者は、上記によって得られた情報をもとに受診票を作成する。
- (エ) 受注者は、受診票とともに、封筒、案内文書を受診者数分用意する。
- (オ) 受診票等は、原則として受診予定月の前月までに発注者に納入する。

エ 健康診断の実施

受診予定者が日程変更を希望する場合の受付及び日程調整は、発注者が行うものとする。

オ 健康診断結果に基づく判定

受注者は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行う。

カ 健康診断結果に係る報告

- (ア) 本件委託業務に係る成果物として、別表2「成果物一覧表」に掲げるものを、同表に示す期間内に発注者に提出する。
- (イ) 要精密検査又は要医療該当者であって、緊急の対応を要すると考えられるものについては、速やかに発注者へ連絡する。

キ 健康診断結果、胸部エックス線検査記録及び心電図検査記録の保存・管理

- (ア) 受注者は、健康診断結果・胸部エックス線検査記録及び心電図検査記録等を診療情報として関係法令に従って保存する。

- (イ) 受注者は、履行期間経過後であっても、発注者の要請を受けたときは、これを貸し出せるようにしなければならない。

ク 特定健康診査に係る健康診断の記録の共済組合への提供

- (ア) 受注者は、別途発注者及び公立学校共済組合千葉支部との間で「特定健康診査に係る健康診断の記録の提供等に関する覚書」を取り交わし、特定健康診査に係る健康診断の記録について提供を行う。

- (イ) 受注者は、別表2⑨のとおり、千葉県市町村職員共済組合に提供する特定健康診査用結果一覧CD-Rを作成し納品する。

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、千葉市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて最新の注意をもって対処しなければならない。

(2) この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、発注者は当該事故の公表をすることができるものとする。

8 経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ発注者が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

9 委託料の請求方法

- (1) 本件業務に係る委託料の請求金額は、各検査の契約単価にそれぞれ実施者数を乗じた金額とする。委託料の請求は、業務が完了し、発注者の検査確認が完了次第、速やかに行うものとする。
- (2) 委託料の請求の際には、検査項目ごとの受診者が明らかとなるような資料を添付するものとする。

10 仕様書の変更・追加

本仕様書の内容については、発注者が必要と認める場合に受注者と別途協議の上、変更及び追加を行うことができるものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い、発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、業務遂行に当たり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (3) 受注者は、医師法・医療法等の関係法令を順守すること。
- (4) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度発注者と協議し、その指示に従うこと。

別表1 検査項目

(1) 定期健康診断

ア 公立学校共済組合員

法定検査項目	検査項目	対象者
	① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③ 身長及び体重 ④ 視力及び聴力検査 ⑤ 胸部エックス線検査 ⑥ 血圧 ⑦ 尿（蛋白・糖） ⑧ 貧血検査（血色素、赤血球数） ⑨ 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）	全員

法定外検査項目 (共済組合が予算措置)	⑩ 血中脂質検査 (LDL・HDL コレステロール、トリグリセライド)	
	⑪ 血糖検査	
	⑫ 心電図検査	
	⑬ 腹囲	
	⑭ 胃の疾病及び異常の有無	40歳以上 (希望者)
法定外検査項目 (共済組合が予算措置)	① 胃の疾病及び異常の有無	30歳から39歳 (希望者)
	② 大腸検診	30歳以上 (希望者)
	③ 血液検査 (肝機能 (ALP)、腎機能 (尿素窒素、クレアチニン)、痛風 (尿酸)、糖尿病 (HbA1c)、貧血検査 (Ht))	全員
	④ 前立腺がん検査 (PSA)	男性全員

イ 市町村共済組合員

	検査項目	対象者
法定検査項目	① 既往歴及び業務歴の調査	
	② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
	③ 身長及び体重	
	④ 視力及び聴力検査	
	⑤ 胸部エックス線検査	
	⑥ 血圧	
	⑦ 尿 (蛋白・糖)	
	⑧ 貧血検査 (血色素、赤血球数)	全員
	⑨ 肝機能検査 (GOT、GPT、γ-GTP)	
	⑩ 血中脂質検査 (LDL・HDL コレステロール、トリグリセライド)	
	⑪ 血糖検査	
	⑫ 心電図検査	
	⑬ 腹囲	
	⑭ 胃の疾病及び異常の有無	40歳以上 (希望者)
法定外検査項目	① 胃の疾病及び異常の有無	39歳以上 (希望者)
	② 大腸検診	34歳以上 (希望者)
	③ 血液検査 (肝機能 (ALP)、腎機能 (尿素窒素、クレアチニン)、痛風 (尿酸)、糖尿病 (HbA1c)、貧血検査 (Ht))	全員

※40歳以上は診察料、尿検査、血液検査、胃の疾病及び異常の有無の一部を共済組合が予算措置する。

(2) 臨時の任用職員健康診断

	検査項目	雇入時健診	定期健診
法定検査項目	① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③ 身長及び体重 ④ 視力及び聴力検査 ⑤ 胸部エックス線検査 ⑥ 血圧 ⑦ 尿（蛋白、糖） ⑧ 貧血検査（血色素、赤血球数） ⑨ 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ⑩ 血中脂質検査（LDL・HDL コレステロール、トリグリセライド） ⑪ 血糖検査 ⑫ 心電図検査 ⑬ 腹囲 ⑭ 胃の疾病及び異常の有無※	全員	全員
法定外検査項目 (共済組合が予算措置)	① 胃の疾病及び異常の有無※ ② 大腸検診※ ③ PSA 検査※ ④ 血液検査（肝機能（ALP）、腎機能（尿素窒素、クレアチニン）、痛風（尿酸）、糖尿病（HbA1c）、貧血検査（Ht））		40歳以上の希望者 30歳から39歳のうち、希望者 30歳以上の希望者 男性全員
		全員	全員

- ※は、令和8年4月1日現在勤務する対象者のみの検査項目。
- 血液検査（肝機能（ALP）、腎機能（尿素窒素、クレアチニン）、痛風（尿酸）、糖尿病（HbA1c）、貧血（Ht））は、令和8年4月1日現在勤務する対象者のみ共済組合が予算措置する。

別表2 成果物一覧表

提出する成果物	部数	提出時期	備考
① 健康診断結果通知書 (受診者あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> 受診者ごとに作成すること。 既往歴、自覚症状、項目ごとの検査結果及び判定、総合判定、診察所見並びに注意指示事項を表示したものであること。 結果通知書の内容が他に漏えいしないよう所属ごとに封筒に入れ、納品すること。
② 胃部精密検査連絡	1部	受診日の属する	・胃部検診で精密検査の必要な所見があ

票（受診者あて）		月の翌月末まで	<p>る場合に受診者ごとに作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果通知書の内容が他に漏えいしないよう所属ごとに封筒に入れ、納品すること。
③ 大腸精密検査連絡票 (受診者あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸検査で精密検査の必要な所見がある場合に受診者ごとに作成すること。 ・結果通知書の内容が他に漏えいしないよう所属ごとに封筒に入れ、納品すること。
④ 健康診断個人票 ・定期健康診断…所属あて ・臨時の任用職員健康診断…発注者あて	1部	受診日の属する月の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者ごとに作成すること。 ・健康診断結果通知書（受診者あて）と同じ内容が記載されているものであること。（様式は自由。） ・健康診断結果通知書と同じ順番とすること。
⑤ 胃健診結果一覧表 (所属あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所属ごとに作成すること。 ・胃部検診結果通知書（受診者あて）と同じ内容が記載されているものであること。（様式は自由。）
⑥ 大腸検診結果一覧表 (所属あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所属ごとに作成すること。 ・大腸検診結果通知書（受診者あて）と同じ内容が記載されているものであること。（様式は自由。）
⑦ 健康診断結果連名報告書 (発注者あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断結果通知書（受診者あて）と同じ内容が記載されているものであること。（様式は自由。） ・健康診断結果通知書と同じ順番とすること。
⑧ 健康診断結果データCD-R (発注者あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が指定するレイアウトにより健康診断結果を取りまとめ、CSV形式で記録したものを電子媒体に保存して提出すること。

⑨ 特定健康診査用結果一覧CD-R (発注者あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	・発注者が指定するレイアウトにより千葉県市町村職員共済組合に区分される職員の健康診断結果を取りまとめ、XML形式で記録したものを電子媒体に保存して提出すること。
⑩ 有所見者一覧表 (発注者あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	・所属ごとに有所見者の判定、検査結果又は所見を記載すること。
⑪ 教職員健康診断結果集計表 (発注者あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	・月ごとに作成すること。 ・受診者数を学校及び検査項目別に記載すること。また、各学校の年齢別の受診者数を記載すること。 ・受診者数の総合計を検査項目及び年齢別に記載すること。
⑫ 教職員胃部・大腸検診結果集計表 (発注者あて)	1部	受診日の属する月の翌月末まで	・月ごとに作成すること。 ・受診者数を学校及び検査項目別に記載すること。また、各学校の年齢別の受診者数を記載すること。 ・受診者数の総合計を検査項目及び年齢別に記載すること。
⑬ 学校職員健診確認書 (発注者あて)	2部	受診日の属する月の翌月末まで	・月ごとに作成すること。 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の受診者数を記載すること。 ・発注者は確認後、記名押印し、1部を受注者に送付し、1部を控えとして保管する。
⑭ (胃・大腸) 集検確認書 (発注者あて)	2部	受診日の属する月の翌月末まで	・月ごとに作成すること。 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の胃部・大腸検診の受診者数を記載すること。 ・発注者は確認後、記名押印し、1部を受注者に送付し、1部を控えとして保管する。
⑮ 未受診者一覧表	1部	随時	・未受診者を抽出し、紙媒体で提出すること。
⑯ 精密・管理検診連絡票及びその写し(発行者のみ)	各1部	受診日の属する月の翌月末まで	・受診者ごとに作成すること。

- ※「提出する成果物」②、③、⑫、⑭については、臨時的任用職員健康診断（雇入時健診）を除く。
- ※「提出する成果物」⑤、⑥、⑦、⑨については、定期健康診断のみ。
- ※「提出する成果物」⑮については、臨時的任用職員健康診断のみ。

検査項目単価一覧表

(1) 学校職員定期健康診断及び特定健康診査

検査項目	単価(税抜金額)	単価(税込金額)	発注予定数量	総額
胸部X線検査(通常)	円	円	2,300 件	円
尿検査	円	円	2,350 件	円
血液検査	円	円	2,350 件	円
心電図検査	円	円	2,350 件	円
胃部検査(通常)	円	円	385 件	円
計測(身長・体重・BMI・腹囲・視力・聴力)	円	円	2,350 件	円
血圧測定	円	円	2,350 件	円
診察	円	円	2,350 件	円
胸部X線検査(もれ者)	円	円	2 件	円
胃部検査(もれ者)	円	円	2 件	円

(2) 臨時の任用職員及び任期付職員

検査項目	単価(税抜金額)	単価(税込金額)	発注予定数量	総額
胸部X線検査(通常)	円	円	510 件	円
胸部X線検査(年度途中採用者)	円	円	51 件	円
尿検査	円	円	510 件	円
血液検査	円	円	510 件	円
心電図検査	円	円	510 件	円
胃部検査	円	円	85 件	円
計測(身長・体重・BMI・腹囲・視力・聴力)	円	円	510 件	円
血圧測定	円	円	510 件	円
診察	円	円	510 件	円

発注予定総額

円